

当市の障がい児保育における判定基準は、次のとおりとなっている。

	視覚障がい	聴覚障がい	音声・言語・そ しゃく機能障 がい	肢体不自由		内部疾患	知的障がい	広汎性発達障 がい・注意障がい・ 多動症等	難病等 (注7)
				上肢	下肢・体幹				
軽度	両眼の 矯正視力 0.08～0.3	4級 (注3)		4級	3級	身体活動にいくらか 制限を要するもの 身障4級	軽度 (B2)	軽度	軽度
中度	両眼の 矯正視力 0.02～0.08	2・3級 (注3)		3級	2級	身体活動に制限を 要するもの 身障3級	中度 (B1)	中度	中度
中度より重い	両眼の 矯正視力 0.02未満 (注2)	その他	その他	2級	1級	その他	その他	衝動性と自傷他が いの著しい児童	中度より 重い
集団保育困難	保育士対児童が、1:1の対応を常時要するもの								

注1：障がいの程度にかかる等級は、現在所持している身体障害者手帳及び療育手帳の等級によるのではなく、現在の状態で判定する。

注2：A D Lがある程度自立、慣れた場所での移動がほぼ自立、集団適応が良好であれば中度とみなす。

注3：聴覚障がいの場合は、音声言語による2～3語文の簡単な日常会話が可能であること。

注4：えん下に問題はなく、身振り又は音声言語によるコミュニケーションができること。

注5：障がい重複する場合は、障がいの程度を1ランク重くすることがある。

(本表作成基準：知的に正常範囲で3歳児を想定する。よって、さらに年齢を加味する場合がある。)

注6：基準表中、「その他」については、個別に判定するものとする。

注7：医師の意見を参考に、保育の困難度、要配慮度を総合的に考慮し、判定する。

(難病等の対象となる範囲については、障害者総合支援法の対象疾病に限る)